

平成 25 年 4 月 26 日

## 中間報告書要旨

公益財団法人全日本柔道連盟

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

### 【骨子】

- ・ 助成金の受給資格については、以下の解釈を定立し、継続調査。
  - ・ 「強化スタッフ」としての活動実態があるかどうかが重要であるが、伝統的なコーチ（コーチングスタッフ）の姿にとらわれるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえる。
  - ・ 指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフとしての役割を果たしていれば足りる。
  - ・ フルタイムの指導を要求すべきではない。ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要。
- ・ 助成金受給に関する、全柔連の組織としての遵法精神の欠如を認定。
- ・ 「強化留保金」は社会通念に照らし不適切と認定。歴代の強化委員長（上村春樹氏、吉村和郎氏）に管理権限があったと認定。

### 【要旨】

#### 1 助成金の受給資格

振興センターのスポーツ活動助成は、JOC のアスリートプログラムを前提として、振興センターが助成金を交付するという仕組み

振興センターの規程上、助成対象者は、

平成 22 年度以前は、「アスリートのスタッフ」

平成 23 年度以降は、アスリートの「専任強化スタッフ（当該選手のスポーツ活動に対して

日常的に指導等を行う者に限る。）」

#### JOCのアスリートプログラム

「専任の」強化スタッフという表現はあるが、「当該選手のスポーツ活動に対して日常的に指導等を行う者に限る。」といった限定文言はなし。

コーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフという4つのカテゴリ。

スポーツ振興基本計画等に遡った、当委員会の解釈

- ・ 「スタッフ」としての活動実態があるかどうかが重要であるが、伝統的なコーチ（コーチングスタッフ）の姿にとらわれるべきではなく、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフとしての活動実態を踏まえた判断がなされるべき。
- ・ 指導者が担当の選手に対して、直接的または間接的に、強化スタッフとしての役割を果たしていれば足り、その他の選手に対して指導等を行うことまで否定するものではない。
- ・ フルタイムの指導者であることを要求すべきではなく、ある程度継続的に指導者としての活動を行っていることが必要。

この解釈を前提に、全柔連の助成金受領者72名（平成19年度～24年度）のすべてについて調査。個別の受領者の受給資格の有無の結論は、最終報告に委ねる。

なお、助成金を受領していた理事7名は、いずれもコーチングスタッフではなくマネジメントスタッフ。これらについても、伝統的な「技術指導」の有無だけではなく、多様な強化スタッフとしての活動実態の有無を調査する。

## 2 助成金の受給手続に対する全柔連の組織的関与の有無

- ・ 全柔連において、助成対象者は、両監督及び強化委員長のみにより決定。強化委員会に議題としてあげられることはなかった。

- ・ 両監督も強化委員長も、受給資格を十分に理解せず。全柔連強化課も、助成金制度を助成対象者に理解させる努力を怠った。
- ・ 助成対象者は、活動計画書・活動報告書を、形式的・名目的なものではないかと受けとめ、振興センターの選手用の記載例をほぼ書き写し（指導者がマッサージやトレーニング、毎年ダンベルを購入）。全柔連の事務局も、そのまま振興センターに提出。
- ・ 助成対象者の多くは、活動計画書及び活動報告書と実態の乖離について、特に問題があるとは感じていなかった。一部の指導者は自責の念にかられていたものの、全柔連の幹部や事務局に問い質す等の行為に出ることができなかった。
- ・ 活動計画書及び活動報告書には、会長の認証があるが、事務局レベルで事務的に認証。助成金審査委員会も調査せず。

以上の事実に照らせば、全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていた。また、そのような遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があった。

助成対象者の中には、長年にわたり全柔連の中樞を歩んできた者から、全柔連に関連する諸団体（学生団体、業界団体等）の代表として、いわゆる「充て職」として一時的に全柔連の役職に就いた者まで様々。当委員会は、各受給者の全柔連における立場も考慮に入れて、その責任の軽重を判断する所存。

なお、JOC と振興センターの間で、各指導者のカテゴリ分けと活動計画書の内容を共有したり、申請者や競技団体に対し選手と指導者の関係をより詳細に説明させたりするなど、より実質的な審査が行えるような運用になっていなかった。改善の余地あり。振興センターは、活動計画書及び活動報告書の内容が実態と乖離していることが明らかであったのに、長年にわたり見過ごし。

全柔連は責任を免れないものの、振興センター及び JOC による制度運営が、本件の背景にあることもまた事実。

### 3 「強化留保金」に関する問題の有無

指導者スポーツ活動助成金を受領した指導者の一部が、助成金を四半期ごとに各 30 万円受領した直後に、各 10 万円ずつ（年間で一人あたり 40 万円）を拠出する仕組み。

「強化留保金」の出入金を決定する権限は歴代の強化委員長が保有。平成 12 年 9 月から平成 18 年 3 月までは上村春樹氏（現全柔連会長）。その後平成 24 年 10 月までは吉村和郎氏。

強化留保金の実務が始まった時期は不明だが、上村氏が強化委員長の時代より前にすでにあつたとの証言あり。

実際の出納実務は、全柔連における「専任コーチ」（平成 20 年 7 月以降は全柔連事務局強化課）が管理。

支出については記録が不十分。多くが食事代か。

残高は、数百万円台で推移していたが、吉村強化委員長の時代である平成 22 年 9 月の世界柔道選手権大会で日本柔道選手が好成績を収めたことから、同年度下期以降、助成対象者が増加し、強化留保金の残高が急激に膨張。その結果、強化留保金の残高は、平成 22 年末の時点では 800 万円弱、平成 23 年末には 2000 万円余り、平成 24 年 10 月の時点で約 2800 万円に。

平成 24 年 10 月のぎふ清流国体の折りに、強化留保金が 3000 万円に近づいていたことを、会長である上村氏他に告知。これを受けた上村氏は、吉村氏に対し、金額が大きくとんでもないことだと述べ、収支を明確にし、適切な処理を行うよう指示。

吉村氏は、一度は強化留保金を拠出者らに返還しようと試みたが、記録が十分でなかったことから、収支を明確にできず、結局は返還を行わないこととし、平成 24 年 11 月の柔道グランドスラム東京大会の際に、当時判明した限りの強化留保金拠出者を集め、過去の使途の概要を説明し、斉藤強化体制にそのまま引き継ぎたいと発言（強化留保金の残高は説明なし。）。特に異論を述べた者はなし。

斉藤体制において、「全日本柔道強化スタッフ親睦会 代表 某」名義の口座を開設され、現在は公認会計士に預託。斉藤体制に引き継がれてから、幾ばくかの支出があり、現時点での残高

は 2300 万円余り。

受領した助成金を強化留保金に拠出した指導者とその正確な拠出金額については、さらに調査を進める。

全柔連の指導者らによる強化留保金としての拠出は、明らかにスタッフの日常スポーツ活動における「経費」とは認めることができず、振興センターに提出された資金計画と報告書の内容とは異なる助成金の使用であり、問題。

また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与し、強化留保金の使途につき記録が整えられておらず、資金拠出者に対する書面による具体的な報告も一切なし。

これらの事実に鑑みれば、全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切。このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかったことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題。

以上